現場代理人を別に配置しなければならない。また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

求める経験１　道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事。

求める経験２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事

※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。

⑹　配置予定の設計管理技術者及び照査技術者について次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

設計管理技術者　設計管理技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士〔電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※１）

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

②　技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一発送配変電」、「電気電子一電気応用」若しくは「電気電子一電気設備」)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③　ＲＣＣＭ〔「電力土木部門」、若しくは「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※１のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤　学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

照査技術者　照査技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士〔電気電子部門(「発送配変電」、「電気応用」若しくは「電気設備」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（※２）

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者

②　技術士〔総合技術監理部門(「電気電子一発送配変電」、「電気電子一電気応用」若しくは「電気電子一電気設備」)〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

③　ＲＣＣＭ〔「電力土木部門」、若しくは「電気電子部門」〕の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者

なお、※２のこれと同等の能力と経験を有する技術者とは、以下の条件の何れかを満足するものとする。

④　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し20年以上の実務経験を有するもの。

⑤　学校教育法による高等学校を卒業した後、本件分野に係る業務に関し30年以上の実務経験を有するもの。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が配置する専任の主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気工事業）に係る資格を有すること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価値に関する基準については、入札説明書によるものとする。

⑵　総合評価技術提案　総合評価技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

なお、総合評価項目の提出がなかった場合、または総合評価項目で１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

⑶　評価項目

・トンネル照明設備について、総合的なコスト縮減等

①　保証条件等「補修対応期間」　ＬＥＤトンネル照明灯具の無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間を記述する。

②　維持管理性「灯具数」　ＬＥＤトンネル照明灯具の工事全体数量を記述する。

③　維持管理性「全灯具の消費電力」　電気料金算定書に基づき計算された電気使用料(円／年)を記述する。

④　維持管理性「維持管理に対する工夫」　点検、清掃頻度の低減、点検時間の低減、セルフチェック機能、点検が容易になる工夫、灯具別点灯時間の平準化など、維持管理の効率化に資する提案を記述する。

・性能、機能の向上

⑤　性能、機能の向上「均斉度（総合均斉度)」　基本照明の総合均斉度の基準0.4に対して高い提案を記述する。